







仕様書番号：第 32 号

作成年月日：31、1、30

作成責任者：技官 小嶋 有一

非常用自家発電設備点検保守他

宇都宮駐屯地業務隊

業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	管財主任	施設管理係	作成
						

仕 様 書

- 1 役務件名 : 非常用自家発電設備点検保守他
- 2 役務場所 : 栃木県宇都宮市茂原1丁目5番45号 陸上自衛隊宇都宮駐屯地内
- 3 役務概要 : 非常用発電機本体・付属機器の点検他
- 4 一般事項
 - (1) 総 則
本点検保守は、本仕様書並びに監督官の指示による他、国土交通省大臣官房営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」による。
 - (2) 目 的
本仕様書は、建築設備等の点検及び保守の業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
 - (3) 適用範囲
本仕様書は、当該点検保守に該当する事項のみ適用する。
 - (4) 受注者の負担の範囲
 - ア 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、すべて受注者の負担において用意するものとする。
 - イ 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
 - ウ 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂は、受注者の負担とする。
 - (5) 諸法規の遵守
受注者は、当該点検保守に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進を図るものとする。
 - (6) 業務作業者
 - ア 業務作業者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
 - イ 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。
 - ウ 官側は、業務作業者の業務履行上、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができるものとする。その場合、受注者は業務に支障を来さないように必要な措置を採らなければならない。
 - (7) 役務関係図書の管理
 - ア 受注者は、業務の一部を第三者に請け負わせようとするときは、当該下請契約書等において、業務関係図書の適切な管理に関する規定を明確にしておくものとする。
 - イ 役務関係図書等は、役務実施等の目的以外に、第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。

役務件名	非常用自家発電設備点検保守他	図面番号	1 / 30
図面名	図 示	縮 尺	
宇 都 宮 駐 屯 地 業 務 隊 管 理 科		平成30年12月11日	